

埼玉県社会人サッカー連盟 撮影要項

埼玉県社会人サッカー連盟
会長 富岡 孝三

1. 埼玉県社会人サッカー連盟主管試合の撮影について、MC ミーティング時に本部及び相手チームが了承した場合のみ撮影を許可する。
2. 全般、本部の指示に従うこと。
3. 撮影者はビブスを着用する。(両チームのユニホームと被らない色にする事)
4. 撮影は、会場毎に決められた場所または本部から指示された場所で行う。
5. 試合前セレモニー・スターティング時は、ベンチ付近からの撮影は OK とする。
6. 試合開始からハーフタイムを含めて試合終了まで、本部及びチームベンチ付近、ゴール裏からの撮影は禁止する。
7. 前項が守れない場合、以降そのチームは撮影許可しない。